



北関東支部 講演会，研究会の共催，後援に関する細則

平成 29 年 4 月 7 日 北関東支部幹事会承認

(目的)

第 1 条 本細則は、「北関東支部規約」(0901-03) 第 5 条第 2 項に基づき、北関東支部(以下、「支部」という)が講演会，研究会に共催，後援する際の手続き等について定めることを目的とする。

(共催，後援の対象)

第 2 条 共催，後援の対象は以下のとおりとする。

- (1) 北関東地区における原子力または放射線の研究促進と原子力に対する知識普及に役立つもの。
- (2) 参加者として 40 名程度が見込め，支部会員が自由に参加できるもの。(会員以外を含んでもよい)
- (3) 毎年度，支部幹事が定める期日までに所定の申請がおこなわれたもの。
- (4) 計画書が支部幹事の過半数の承認を得たもの。(講演の内容が共催，後援にふさわしいことを保証するため。ただし，承認手続きは E メールを用いておこなってもよい)

(補助内容)

第 3 条 補助の内容は講師旅費，謝礼，講演会会場費，印刷費等とする。

2 旅費，謝礼等の補助の基準は「旅費・謝礼規約」(0308-01)に基づく。

(手続き)

第 4 条 共催，後援の依頼にあたっては，開催予定日の 1 ヶ月以上前に支部長宛依頼状およびプログラムを庶務幹事まで提出すること。なお，補助金の依頼にあたっては上記に加え，収支見込み，補助金対象項目，金額に関する資料をあわせて提出すること。

2 共催，後援の決まった講演会，研究会については事前に学会誌または支部ホームページに掲載案内を掲載すること。なお，支部ホームページへの掲載や会員へのメールによる周知(必要に応じて)は支部がおこなう。

(改定)

第 5 条 本細則の改定は，支部幹事会が決定し，支部大会ならびに理事会に報告するものとする。

2 本細則に定められていない運営上の細目は，支部幹事会で決定する。

附則

1 平成 14 年 11 月 8 日施行

2 改定履歴

- ① 平成 23 年 4 月 13 日 一部改正
- ② 平成 28 年 7 月 26 日 一部改正
- ③ 「北関東支部 講演会，研究会の共催，後援に関する細則」へ変更
平成 29 年 4 月 7 日北関東支部幹事会承認，平成 29 年 4 月 14 日 北関東支部大会報告，
平成 29 年 5 月 25 日 第 9 回理事会報告

附則

- 1 平成 29 年 4 月 7 日改定の細則は，北関東支部大会報告の日から施行する。